



消防団員に対する報酬等の不適切な取扱いについて

令和7年（2025年）7月末頃、他市の消防団員の報酬の不適切な取扱いに関するメディア報道及び一般の方による情報提供を受け、消防団員への報酬等の取扱いについて各分団長からの聞き取り調査を行った結果、一部の分団において消防団員への報酬等が直接支給されておらず、慣例的に分団が金融機関の通帳等を管理していた事実が判明しました。このような不適切な取扱いは、支給事務の透明性や消防団員間の公平性を損なうものであり、早急な是正が必要と判断し、その内容と今後の対応について報告します。

■経過

- 令和3年（2021年）4月「非常勤消防団員の報酬等の基準」の策定に伴い、消防団幹部会で消防団員へ策定内容の周知徹底を図りました。

その後も全国各地でたびたび不適切な取扱いの報道があり、総務省消防庁から直接支給の徹底について通知が発出されるたびに消防団幹部会や訓練の場において、消防団長より文書又は口頭で消防団員へ周知を図ってきました。

- 令和7年（2025年）7月 [第1回ヒアリング]

他市におけるメディア報道を受け、各分団長と個別に報酬の取扱いに関する聞き取り調査を実施した結果、一部の分団において報酬の不適切な取扱いの実態を把握したため、次の是正措置を指導しました。

【是正措置】

- ・報酬が振り込まれる通帳等の管理を分団管理から個人管理へ変更すること。
- ・各分団で一元管理されていた通帳等から、報酬の振込先を別の口座に切り替えること。

- 令和7年（2025年）11月 [第2回ヒアリング]

第1回ヒアリング結果を踏まえた対応状況等を確認するため、各分団長に確認するとともに、活動人員の報告が適正に行われているか（報酬は消防団員の活動実績に応じて支払われるため）についても合わせて確認しました。その結果、是

正されていないことを確認したため、第1回ヒアリングと同様に是正措置を指導しました。なお活動人員の報告につきましては、適正に行われていたことを確認しました。

■ 今後の対応

令和7年（2025年）中に、報酬が振り込まれる口座の通帳等を個人管理へ切替えるよう分団長に指導及び分団長からの結果報告を指示し、個人管理への切替えを徹底してまいります。また、報酬等の不適切な取扱いが繰り返されないように、適切な消防団運営に努めてまいります。

■ 消防団長のコメント

このたび、当市の消防団員の報酬の取扱いにおいて、不適切な取扱いが発生したことに対し深くお詫びを申し上げます。

報酬の取扱いにつきまして、各分団長に早急に是正するよう命じました。

今後は、このような事案が二度と発生しないよう、全力を挙げて再発防止に努めてまいります。

問合せ	消防本部庶務課 担当：杉江（すぎえ） 0562-32-1178
-----	---------------------------------------